

指定居宅介護支援 小江戸の庭居宅介護支援センター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第 1170402596 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 潤青会
- (2) 法人所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9 丁目 5 番 6 号
- (3) 電話番号 048-711-3977
- (4) 代表者氏名 理事長 野口 重信
- (5) 設立年月 平成 10 年 1 月 12 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所名称 小江戸の庭 居宅介護支援センター
平成 21 年 4 月 1 日指定 埼玉県 1170402596 号
- (4) 事業所所在地 埼玉県川越市大字小仙波 823-1
- (5) 電話番号 049-227-5669
- (6) 管理者氏名 三枝 かよこ
- (7) 当事業所の運営方針

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

具体的には、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めます。なお、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。

- (8) 開設年月 平成 21 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 川越市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00(祝祭日も含む)
休業日	土曜・日曜 及び 12月30日～1月3日

※ 電話にて24時間常時連絡可能です。 緊急連絡先 049-227-5661

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者(主任介護支援専門員) ※介護支援専門員と兼務	1名		1名	1名 (兼務可)	業務管理
2. 介護支援専門員	3名		3名	1名	居宅介護支援

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。例えば、週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間＝1名)となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第5～10条、第11条参照)＊

＜サービスの内容＞

居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

- ・事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画作成に関する業務を担当させます。



- ・居宅サービス計画作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族に対して提供し、サービスの選択を求めます。



- ・介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。



- ・介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

- ① 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。事業所として、特定事業所としての要件を満たした場合については、特定事業所加算（Ⅰ）5,407円、特定事業所加算（Ⅱ）4,386円、特定事業所加算（Ⅲ）3,365円、特定事業所加算（A）1,187円のいずれかを下記の料金に更に加算した額のお支払を頂きます。

《サービス利用料金》

要介護1、2	要介護3～5
11,316円	14,702円

また、下記の加算要件に該当するご契約者の場合には、更に該当項目額を加えた金額のお支払を頂きます。

初回加算	3,126円
入院時情報連携加算（Ⅰ） ※入院当日に情報提供（入院日以前を含む）	2,605円
入院時情報連携加算（Ⅱ） ※入院後3日以内に情報提供	2,084円
退院・退所加算 連携が1回の場合・カンファレンス参加なし	4,689円
退院・退所加算 連携が1回の場合・カンファレンス参加あり	6,252円
退院・退所加算 連携が2回の場合・カンファレンス参加なし	6,252円
退院・退所加算 連携が2回の場合・カンファレンス参加あり	7,815円
退院・退所加算 連携が3回の場合・カンファレンス参加あり	9,378円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円
居宅支援通院時情報連携加算	521円

（２）交通費（契約書第11条参照）

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して要した交通費は、通常の事業の実施地域を超える地点からその実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の料金は、以下のように定めさせていただきます。

- ① 事業所を中心として半径11キロ圏内であれば、通常の事業の実施地域を超えた場合でも無料。
- ② 事業所を中心として半径11キロ圏外の場合は、通常の事業の実施地域を超え、なおかつ事業所を中心として半径11キロを超えた地点から1キロ毎に20円の費用をご負担いただきます。

（３）料金のお支払方法

前記（１）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに下記指定口座へお振り込みください。

埼玉りそな銀行	川越支店	普通預金4187496
口座名	（福）潤青会 小江戸の庭 居宅	

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第4条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第29条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 介護支援専門員 三枝 かよこ

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～18時

また、総合受付横及びエレベーターホールに意見箱を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川越市役所 介護保険課	所在地 埼玉県川越市元町 1-3-1 電話番号 049-224-5817（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:15
埼玉県国民健康保険 団体連合会	所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 電話番号 048-824-2568（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:00
埼玉県社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会	所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 電話番号 048-822-1243（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9:00～16:00
福) 潤青会 第三者委員 谷内 正代	所在地 埼玉県川越市小仙波町 4-14-24 電話番号 049-225-3986 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9:30～16:00
福) 潤青会 第三者委員 吉田 良子	所在地 埼玉県川越市小仙波町 3-19-3 電話番号 049-222-5065 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9:30～16:00

確 認 書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、契約書および本書面に基づき、重要事項の説明を行い同意を得ました。

事業者名称 小江戸の庭 居宅介護支援センター

説 明 者 介護支援専門員 三 枝 か よ こ 印

私は、契約書および本書面に基づき、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第13～第22条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者の体調が急変した場合、その他必要な場合も速やかに主治医または協力病院に連絡を取るなどの必要な措置を講じるとともに、家族等への報告を行います。（事故発生時及び緊急時の対応）
- ⑤居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対して、利用者が医療機関に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該医療機関に伝えるよう求めます。（医療と介護の連携強化）
- ⑥利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医の意見を求めるとともに、当該医師もしくは歯科医に対し、作成した居宅サービス計画書を交付します。（医療と介護の連携強化）
- ⑦利用者及び家族に対し、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業に関して、複数の事業所の紹介を受けることができることや、位置付けた理由の説明を受けることが可能であるということを伝えます。
また、過去6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び各サービスごとの同一事業所による提供の割合を説明します。（公正中立なケアマネジメントの確保）
- ⑧虐待の発生またはその再発を防止するため、定期的な対策検討や研修をおこないます。（虐待の防止のための措置に関する事項）

- ⑨職場において行われるさまざまなハラスメントを防止するための取り組みをおこない、居宅介護支援の適切な提供を確保します。（勤務体制の確保）
- ⑩感染症が発生し、まん延しないよう、防止の対策を検討し、研修や訓練を実施します。（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
- ⑪感染症や非常災害が発生した場合にも、居宅介護支援を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開ができるよう業務継続計画を策定します。

2. 損害賠償について（契約書第23条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第24条参照）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 25 条 26 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 27 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

個人情報使用同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および家族の代表（ ）は、社会福祉法人潤青会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 利用目的

- 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
- 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 利用者が、医療系サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- 地域ケア会議への協力のため
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 利用条件

- 個人情報の提供は、必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない
- 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する

4. 使用する事業者の範囲

利用期間中に居宅サービス計画に定められた事業者または地域ケア会議関係者

令和 年 月 日

〈本人〉 住 所

氏 名 印

〈家族代表〉 住 所

氏 名 印

続 柄（利用者との関係）